ひょうごの「環境」

2022

ため池での水上型太陽光発電

水素ステーション

ペットボトルの水平リサイクル「ボトル to ボトル」

ひょうごユース eco フォーラム

全国豊かな海づくり大会 プレイベント

獣害防護柵の設置

ひょうご環境体験館マスコット「ひょうゴン」

ひょうごフードドライブ運動

イヌワシ

兵 庫 県

令和４年度の施策展開方向・施策体系・予算

《施策展開方向》

「第5次兵庫県環境基本計画」(H31 年2月策定)に基づき、「環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ」という考え方に沿って、着実に施策を展開します。また、持続可能な社会の実現を目指すため、各取組について SDGs との関連性を意識し、その理念をより具体的に共有しながら、経済･社会の諸課題の解決につなげます。

このため、温室効果ガスの排出抑制等による地球温暖化対策、生物多様性の保全等による自然との共生、廃棄物の発生抑制と再使用･再生利用等による資源循環、大気･水･土壌環境の保全や有害化学物質対策等による安全で快適な生活環境づくり、環境学習･教育や各主体間のネットワークづくりによる地域力の向上を柱として、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進します。

《施策体系と予算》

環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ

- Ⅰ『脱炭素』（867 百万円）
- Ⅱ『自然共生』（1,579 百万円）
- Ⅲ『資源循環』（170 百万円）
- Ⅳ『安全･快適』（548 百万円）
- Ⅴ『地域力』（364 百万円）

【 令和4年度　環境関係予算　3，529 百万円　※人件費等を除く 】

Ⅰ　『脱炭素』　～2050 年 CO_2 排出量実質ゼロの実現に向け、地球温暖化対策を強化する～

1　兵庫県地球温暖化対策推進計画の推進

国内外で脱炭素への動きが加速するなか、本県も2050年CO_2排出量実質ゼロを目指します。

令和４年３月に改定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」では、2030年度温室効果ガス削減目標を2013年度比▲48％に強化し、県民・事業者・団体等あらゆる主体が一体となった県独自の取組によるさらなる削減を目指します。また、目標達成に向け、2030年度再生可能エネルギー導入目標を100億kWhに引き上げました。

省エネから再エネ導入まで幅広い脱炭素の取組を総合的に支援する「ひょうごカーボンニュートラル推進センター」を（公財）ひょうご環境創造協会に設置し、体制を強化するなど、温暖化対策をさらに推進します。

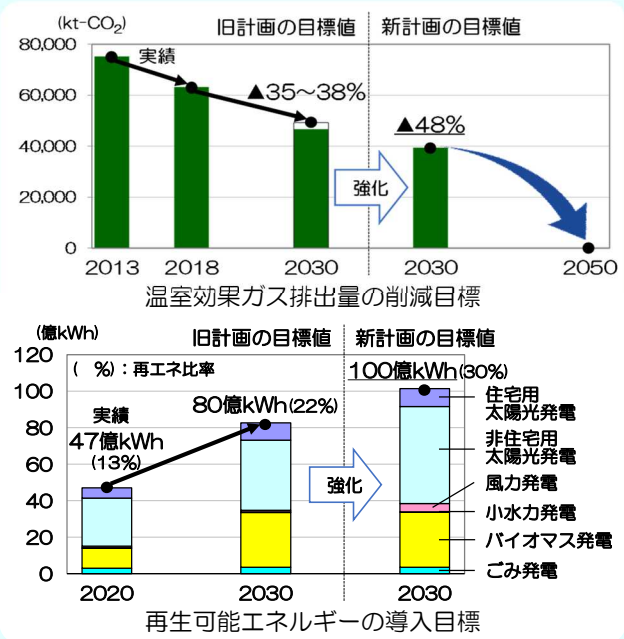

2　脱炭素に向けた経済活動の推進

（1）条例に基づく温室効果ガス削減

本県では特に産業部門が占める温室効果ガス排出量が多いため、環境の保全と創造に関する条例（以下「環境保全条例」）に基づく排出抑制計画・報告・公表制度により指導しています。

令和３年度に環境保全条例施行規則を改正し、対象事業者の規模拡大など制度を強化しており、2030年度を目標とした排出抑制計画の策定等について、事業者を指導していきます。

（2）地域コンソーシアムの構築による“ひょうご版再エネ100”の全県展開

使用電力を全量再エネで賄う「RE100」宣言企業を拡大するため、①地域新電力事業者、地域再エネ会社、地元工務店、金融機関、市町等が一体となったコンソーシアムを構築し、②地域新電力事業者と県内需要家とのマッチングによる再エネの地産地消、③初期投資なしで太陽光発電が導入できるPPAモデルによる再エネの導入拡大を図ります。

（3）中小事業者に対する再エネ導入等支援の強化

①省エネ設備の更新や省エネ化工事の経費を一部補助
②屋根置き太陽光発電設備等の設置やPPAモデルでの建物改修の経費を一部補助
③CO_2削減効果の啓発や具体的な取組のための省エネルギーセミナーを開催
④地球温暖化対策設備設置のための低利融資を実施

（4）水素・電動モビリティの普及促進

商用自家用車や運送用車両に対する導入補助に加え、「兵庫水素社会推進構想」（H31年３月策定）に掲げる水素社会を実現するため、①水素ステーションの整備費補助、②パッケージ型水素供給設備の導入補助、③燃料電池自動車（FCV）・燃料電池バス（FCバス）・燃料電池タクシー（FCVタクシー）の導入補助により、水素モビリティの普及を図ります。また、順次、公用車へのFCVなど電動車の導入を進めます。

西日本初の FC バス(R3.4 導入)

（5）県庁舎 RE100 の推進

「環境率先行動計画（ステップ６、計画期間：R3～R7）」で目標に掲げる温室効果ガス排出量削減をさらに推進するため、PPAモデルを活用し、県施設の未利用スペースを最大限活用した太陽光発電設備の導入促進を図ります。

3　家庭でのCO_2排出が少ないライフスタイルへの転換

（1）蓄電池・太陽光発電等の再エネ導入等支援の強化（（公財）ひょうご環境創造協会）

エネルギーを最適に利用する暮らし方「スマートライフ」を推進し、家庭用蓄電システムに加え、新たに V2H※及びこれらと同時設置する太陽光発電システムの導入を支援します。

※ Vehicle to Home、電気自動車に蓄えた電力を家庭で利用するシステム

（2）うちエコ診断

各家庭の効果的な対策を提案するとともに、うちエコ診断士資格取得の促進を図ります。

（3）関西広域連合の取組と歩調を合わせた省エネルギーの呼びかけ

特にエネルギー消費量が増加する夏季と冬季に、省エネルギーについて呼びかけます。

4　「地域循環共生圏」の創出　～再生可能エネルギーの導入拡大～

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギー原料費を域外に流出させることなく、脱炭素・資源循環・自然共生の統合による「地域循環共生圏」を創出します。

（1）地域循環共生圏モデルの構築

ため池を利用した水上型、荒廃農地の再生と合わせた営農型など新たな設置方法による太陽光発電の導入可能性を調査し、各地域で地域循環共生圏モデルを構築します。

（2）再エネ導入支援の強化

地域団体が検討する再エネ導入を、補助や無利子貸付等により支援します。

①ひょうご再エネ導入加速化プロジェクト

ア　地域再エネワークショップの開催
再エネ導入の必要性の理解を促進

イ　再エネ導入支援アドバイザー派遣
事業実施までの地元調整やシステム設計等を支援

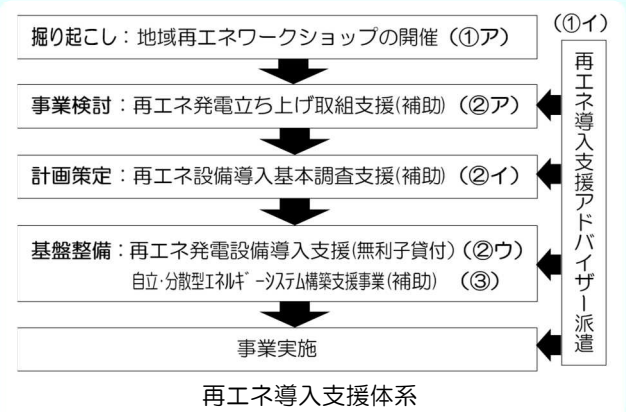

再エネ導入支援体系

②地域創生！再エネ発掘プロジェクト

ア　立ち上げ時取組支援　勉強会や現地調査等に対し補助
イ　基本調査等支援　流況調査や測量調査等に対し補助
ウ　設備導入支援　先進的モデルのハード整備費用に対し無利子貸付

③自立･分散型エネルギーシステムを構築する先導モデル事業の支援（（公財）ひょうご環境創造協会）

（3）住宅用創エネルギー・省エネルギー設備（太陽光発電、燃料電池等）設置のための低利融資

（4）再エネ導入等の事業づくり・地域づくりを担う人材育成

5　気候変動への適応策の推進

温室効果ガスの排出を抑制する「削減策（緩和策）」を基本としながら、気候変動影響等の情報提供や気候変動に関する「適応策」の取組を一体的に推進し、全県的な機運を醸成します。

Ⅱ 『自然共生』 ～人と動植物が共存し豊かな自然を守り育てる～

1 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

シカ・イノシシの捕獲拡大で農林業被害は全体的には減少傾向にありますが、生息域の拡大等で被害が増加している地域もあるため、獣種別の管理計画(R4 年３月策定)に基づき、地域の実情に応じた野生動物の①個体数管理、②被害管理、③生息地管理を総合的･計画的に進めます。

(1) 集落・農家主導型有害捕獲活動の体制強化 ～鳥獣被害集落自立サポート～

民間専門家を集落に派遣し、①被害のカルテ化・処方箋作成、②対策リーダーの養成により集落自らが対策を実施する体制強化を図るとともに、③被害状況や捕獲情報等のデータを地図上で一元管理した獣害対策 GIS システムを新たに導入し、的確な対策指導を実施します。

(2) シカ・イノシシ対策の強化【シカ捕獲目標 46,000 頭 イノシシ捕獲目標 25,000 頭】

被害が大きく狩猟者が少ない地域等での有害捕獲の強化、狩猟期間中の捕獲を推進します。

また、シカ丸ごと１頭活用大作戦として、処理加工施設等の整備、捕獲個体の搬入・回収支援に加え、ひょうごジビエの日の普及啓発により、シカ肉等の需要拡大を図ります。

【シカの捕獲目標】

区分		R4目標	捕獲報償金	内容
狩猟	狩猟期シカ捕獲拡大事業	23,500頭	7,000円	全県を対象(11/15～3/15)
有害捕獲	シカ有害捕獲促進支援事業	1,000頭	16,000円	銃による有害捕獲
	シカ有害捕獲専任班支援事業	3,000頭	24,000円	銃猟に秀でた捕獲専任班による捕獲
	一般有害捕獲	18,000頭	8,000円	わな等による捕獲
	県捕獲専門家チームによる捕獲	500頭	24,000円	市町からの要請による県代行捕獲
計		46,000頭		

【イノシシの捕獲目標】

区分		R4目標	捕獲報償金	内容
狩猟	狩猟期イノシシ捕獲拡大事業等	10,000頭	7,000円	淡路地域を対象(11/15～3/15)
			9,000円	本州地域(ジビエ活用分)を対象(2/15～3/15)
有害捕獲	一般有害捕獲	14,500頭	8,000円	わな等による捕獲
	県捕獲専門家チームによる捕獲	500頭	24,000円	市町からの要請による県代行捕獲
計		25,000頭		

【シカ・イノシシ捕獲実績】 （単位：頭）

項目	H28	H29	H30	R1	R2
シ カ	43,682	37,676	37,234	40,937	46,186
イノシシ	19,648	16,429	20,008	22,957	22,926

(3) ツキノワグマ対策

集落への出没や人身事故の発生を防止するため、集落周辺部での有害捕獲の強化や追い払い等を実施します。また、同一個体群のクマが生息する隣接府県との協議会で策定した広域保護管理指針に基づき、群れごとの適正な個体数管理を進めます。

(4) ニホンザル対策

被害の軽減と地域個体群の存続を両立させるため、群れごとの生息状況に応じた適切な個体数管理を支援します。

(5) カワウ対策【捕獲目標 1,000羽】

アユ食害を発生させるカワウの個体数管理のため、擬卵置換等による繁殖抑制、営巣地や飛来地(銃猟可能なシューティングポイント)での捕獲等を支援します。

(6) 狩猟者の確保･育成

狩猟への関心を高める体験会や初心者向けの講習会等の開催により、狩猟者の確保・育成に取り組みます。また、多様な射撃・わな捕獲技術の向上を図りながら、狩猟マイスター育成等のための研修機能も併せ持つ「兵庫県立総合射撃場(仮称)」の整備を進めます。

Ⅱ　『自然共生』　～人と動植物が共存し豊かな自然を守り育てる～

2　生物多様性保全の総合的推進

(1) 生物多様性ひょうご戦略の推進

「生物多様性ひょうご戦略」(H31 年２月改定)で設定した新たな行動計画、数値目標に基づき、事業者、団体・NPO、行政等による生物多様性の保全・再生活動を推進します。

(2) 兵庫県外来生物対策協議会と連携した外来生物対策

ア　アライグマ・ヌートリアの捕獲強化

市町、関係団体、専門機関等で構成する対策連絡会議を開催し、連携して防除を促進します。また、捕獲わなの活用や住民協力捕獲体制モデル事業等の実施により、市町等を支援します。

捕獲されたアライグマ

【アライグマ・ヌートリアの捕獲目標・実績】（単位：頭）

項目	R4 目標	R2 実績
アライグマ	7,000	7,639
ヌートリア	1,000	949

イ　外来昆虫・外来植物対策

ヒアリ、クビアカツヤカミキリ、アルゼンチンアリ(R3年12月に伊丹市で初めて確認)などの外来昆虫、ナガエツルノゲイトウなどの外来植物について、それぞれ対策連絡会議を開催し、連携して早期発見･駆除等に取り組みます。

ナガエツルノゲイトウ

(3) 上山高原等での貴重種の保全対策　～但馬イヌワシ・エイドプロジェクト～

県内で２ペアのみのイヌワシを保護・増殖するため、プロジェクトチームを設置し、①冬期の餌場状況調査、保全計画の策定、②餌動物(ノウサギ等)確保のためのシカ柵設置、人工給餌を実施するほか、③ササ原の手刈り活動の実施等により保全機運を醸成します。

イヌワシ

3　豊かで美しい里海としての瀬戸内海の再生

令和３年度に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、海域への栄養塩類の供給量増加を目指す「栄養塩類管理計画」を策定し、生物多様性及び生産性が確保された豊かで美しい瀬戸内海の再生への取組を拡大します。

(1) 海域での栄養塩類(窒素・りん)の適切な管理

環境保全条例に基づく望ましい濃度(下限値以上、環境基準値以下)での管理を目指し、海域への適切な栄養塩類の供給を行うため、①工場・事業場の製造工程や排水処理の見直し等の事例を収集した栄養塩類供給ガイドラインを活用し、取組の普及を図ります。また、②BOD 上乗せ排水基準を一部撤廃した下水処理場での季節別運転を継続し、③ため池のかいぼりや豊かな森づくり等による農地・山林等からの供給に加え、④消化液等を用いた海洋施肥の検討も進めます。

(2) 沿岸域の環境保全等

藻場・干潟等の浅場の再生・創出、海底ごみの除去・海底耕うん等による海底改善、石積み護岸等の環境配慮型護岸の整備を促進します。

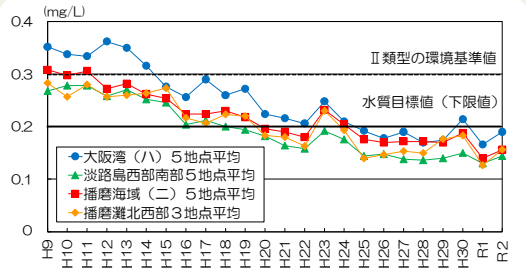

瀬戸内海（兵庫県）Ⅱ類型の全窒素濃度

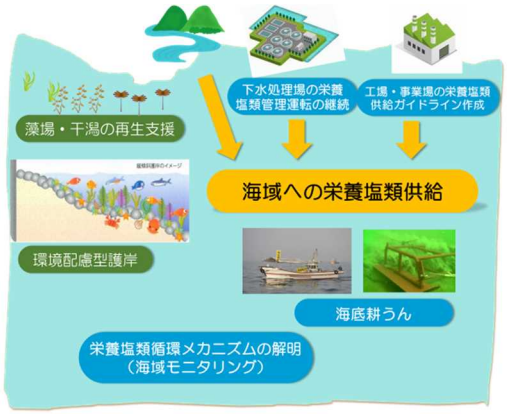

豊かで美しい瀬戸内海の再生のための施策展開

Ⅲ　『資源循環』　～ものを大切にし、天然資源の使用をできる限り少なくする～

1　廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用による資源循環の推進

(1) 兵庫県廃棄物処理計画(H30 年８月策定)の推進

１人１日当たりの家庭系ごみ排出量及び最終処分量の削減を図るため、食品廃棄物・食品ロスの削減や古紙回収及びバイオマスの利活用を促進します。

重点目標 設定項目	実績		目標	
	2012 年度 基準年度	2019 年度 現状	2020 年度 (中間目標)	2025 年度 (最終目標)
１人１日当たりの 家庭系ごみ排出量	525g/人日	501g/人日	483g/人日	463g/人日
一般廃棄物 最終処分量	273 千ｔ	208 千ｔ (▲24%)	198 千ｔ (▲28%)	185 千ｔ (▲32%)
産業廃棄物 最終処分量	781 千ｔ	627 千ｔ (▲20%)	571 千ｔ (▲27%)	560 千ｔ (▲28%)

(2) プラスチックごみ対策

プラスチックごみ削減に向け、３Ｒの取組を徹底することを基本としつつ、令和４年度のプラスチック資源循環促進法の施行とあわせ、再生可能資源への代替(リニューアブル)の観点も加えた新たな資源循環の取組を強化します。

ア　リデュースの徹底

①ワンウェイプラスチック(レジ袋、ストロー、トレイ等)の効果的な削減、②県内企業で生産される生分解性プラスチックの導入など代替素材への転換、③プラスチックごみ散乱防止･回収活動等の｢見える化｣による県民の自主的取組を促進します。

イ　効果的・効率的で持続可能なリサイクル

①ペットボトル集団回収(現在３市で実施)の拡大、②｢ボトル to ボトル｣を促進し、③プラスチック資源の回収のあり方や高効率発電など合理的なリサイクル方法を検討します。

さらに、④県、市町・一部事務組合、事業者等が参画する｢ひょうごプラスチック循環コンソーシアム｣を設置し、市町によるプラスチック資源の分別回収導入を支援します。

ウ　観光地・イベント等での分別収集徹底によるポイ捨てのないまちなみづくり

(3) 資源循環型ライフスタイルへの転換

ア　ワンウェイプラスチック削減県民運動の展開

新しいライフスタイル委員会によるレジ袋をはじめとするワンウェイプラスチック削減に向けた県民運動に関する取組を支援します。

イ　ひょうごフードドライブ運動の全県展開【実施店舗数 23 市町 159 店舗(R4 年３月現在)】

全市町域への展開に向け、主要スーパーに実施を働きかけ、福祉団体等とのマッチングを推進するとともに、県庁舎(本庁、県民局・県民センター)での実施を拡大します。

2　海ごみ対策の推進　～海岸漂着物・漂流ごみ等対策～

「兵庫県海岸漂着物対策推進地域計画」(R2 年３月改定)に基づき、海岸漂着物のみならず、漂流ごみ･海底ごみの回収･処理、流域圏(陸域から海域)での対策、プラスチックごみ対策を推進します。

(1) 漂流ごみ・海底ごみ対策

特に市町等と連携し、国庫補助を活用した漁業者等のボランティアによるごみの回収・処理を積極的に進めます。

(2) 様々な主体が協働する広域的な対策

海岸漂着物対策推進懇話会等を通じ、クリーン活動の呼びかけなど普及啓発等を総合的に推進します。

(3) プラスチックごみ対策【再掲】

海岸漂着物の回収作業(淡路市)

3 廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物処理業者に対する指導等

廃棄物処理法に基づく処理業や処理施設の許可申請を厳正に審査します。また、処分業者への立入検査を重点的に実施し、不適正な事項が判明した場合は厳格に指導します。

(2) 不適正処理の未然防止

ア 不適正処理の未然防止・拡大防止体制の整備

廃棄物処理法及び産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例に基づく指導を行い、不法投棄現場の継続的な監視や土砂埋立て等の適正管理等に努めます。

イ 不法投棄を許さない地域づくり

各県民局に不適正処理監視員を配置し、監視パトロールや廃棄物運搬車両の路上検問、地域住民と連携した合同監視パトロールや自治会への監視カメラの貸出等を行います。

(3) PCB 廃棄物処理

「兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(H31 年４月改定)に基づき、保管事業者への指導と未届事業者の把握に努め、引き続き計画的かつ適正な処理を推進します。

(4) 生活排水対策

ア 合併処理浄化槽の整備促進と維持管理への指導

指定検査機関である(一社)兵庫県水質保全センターと協働で精度の高い浄化槽台帳を整備し、単独処理浄化槽も含め浄化槽の適切な維持管理の指導を強化します。

また、単独処理浄化槽からの転換を図るとともに、維持管理が徹底される公共浄化槽(市町設置・管理型の合併処理浄化槽)の導入を促進します。

イ コミュニティ・プラントの基幹改修事業の支援

公共下水道事業等と比較して国庫補助金等の財政措置率が特に低い 1.5 億円未満のコミュニティ・プラントの基幹改修事業への補助制度により、市町への支援を行います。

(5) 廃棄物の広域処理

廃棄物の適正な海面埋立と、港湾の秩序ある整備による生活環境の保全と地域の均衡ある発展を目的として、「大阪湾フェニックス事業」を促進します。

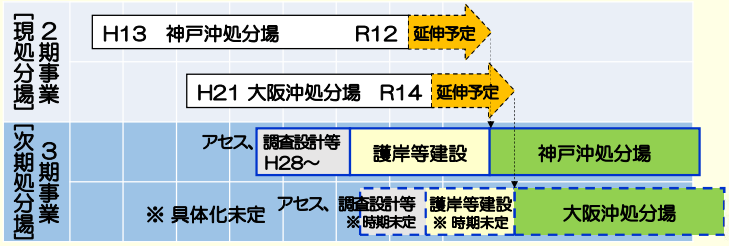

大阪湾フェニックス事業 神戸沖処分場
(R3.12 撮影)

(6) 災害廃棄物対策

阪神・淡路大震災など過去の災害で得られた経験・知見を踏まえ、初動対応から応急対応に重点を置いた災害廃棄物処理計画に基づき、支援体制の充実等に取り組みます。

また、県内全市町が災害廃棄物処理計画を策定するよう、研修会の開催等の支援を行います。

災害廃棄物図上演習の様子

Ⅳ 『安全・快適』 ～水や空気のきれいな安全・快適空間をつくる～

1 大気環境の保全

(1) 微小粒子状物質(PM2.5)対策（注意喚起情報の発信・成分分析）

大気汚染常時監視測定局にPM2.5自動測定機を設置して常時監視を実施し、日平均値が70μg/m³を超えるおそれのある場合には、注意喚起情報を発信します。また、効果的なPM2.5対策を検討するため、成分分析を実施(２箇所)し、総合的な解析を行います。

(2) 工場・事業場のばい煙発生施設等対策

大気汚染防止法に基づき、窒素酸化物等を排出するばい煙発生施設等の届出審査を行うとともに、工場等への立入検査を実施し、ばい煙発生施設等の維持管理等の指導、ばい煙・VOC(揮発性有機化合物)・水銀濃度の測定、燃料の分析を行い、規制基準の遵守状況等を監視します。

(3) アスベスト対策

大気汚染防止法及び環境保全条例に基づき、アスベスト含有建築物の解体・改修工事の届出審査を行うとともに、県環境研究センターと連携して立入検査を実施し、作業基準の遵守状況を監視します。

また、解体等工事の事前調査結果報告義務が盛り込まれた改正大気汚染防止法が令和４年度から施行されることから、電子報告を促す啓発を実施するとともに、報告書の内容確認を行います。

立入検査時のアスベスト測定

2 水・土壌環境の保全

(1) 水質の常時監視

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を把握し、施策に反映するため、国・市町と連携して、水質汚濁防止法に基づき水質測定計画を定めます。

同計画に基づき、公共用水域である河川、湖沼、海域で水質の測定を行うとともに、県内全域で概況調査として地下水の測定を行います。汚染が確認された井戸では、継続監視調査として、汚染が確認された項目の測定を定期的に実施します。

水質調査(海域)の状況

(2) 工場・事業場の排水規制

水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、特定施設(汚水排出施設)の設置等について、届出・許可申請を通じて指導し、公共用水域及び地下水の水質保全を図ります。

また、排水基準等が適用される特定事業場への立入検査を実施し、処理施設の維持管理の改善等の指導を行います。

(3) 水質事故時の対応

工場等での事故により有害物質や油等が公共用水域や地下水に流出しないよう、関係機関を含めた緊急時連絡網を作成し、事故等の情報を共有するとともに適切な対応を行います。

また、事故発生時には速やかに現場確認を行い、汚染の拡大を防止するため、オイルマットの設置や公共用水域での水質測定等を実施します。

(4) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法に基づき、3,000m²以上の土地の形質変更時等の届出や土壌調査・汚染対策が確実に実施されるよう、土地所有者等に対して指導を行います。

また、事業者の自主的な調査等により判明した土壌汚染について、同法に準じた対策を講じるよう指導します。

土壌汚染対策の実施現場

3 有害化学物質対策の推進

(1) 化学物質の排出量・移動量の把握と公表

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)に基づき、工場等での化学物質の排出量及び移動量を把握・公表し、事業者自らの排出量の適切な管理や化学物質によるリスク低減を図ります。

排出・移動量の公表例

(2) 予防原則に基づく排出基準未設定化学物質の実態調査

大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規制対象となっていないものの、健康への影響のおそれがある物質について調査研究を進めます。

4 環境影響評価(アセス)制度の強化

(1) 太陽光発電事業に対するアセス等の指導

太陽電池発電所の新設・増設について、令和２年度から事業区域面積５ha 以上の事業を環境影響評価に関する条例(以下「アセス条例」)の対象に追加しました。環境影響評価審査会による厳格な審査を通じ、事業者による自然環境等への配慮の徹底を図ります。

さらに、事業区域面積 0.5～５ha の事業についても、令和２年３月に策定した小規模太陽光自然環境調査指針に基づき、森林等に設置する事業者に対して適切な自然環境調査の実施及び調査結果等の提出を指導します。

項目	面積 0.5※～5ha	面積５～100ha	出力４万 kW 以上 (面積 100ha 相当～)
環境影響評価	×	○ (アセス条例)	○ (アセス法)
自然環境調査	○ (自然環境調査指針)		
太陽光条例	○		

※ たつの市、小野市、朝来市、多可町の区域並びに三田市の市街化調整区域外：0.1ha 以上
三田市の市街化調整区域：0.03ha 以上

太陽光発電事業に必要なアセス等の内容

(2) 廃棄物最終処分場のアセス条例対象事業規模見直し

廃棄物最終処分場のアセス条例対象事業規模を見直し、令和３年度から事業者の説明責任・自然環境等への配慮を強化しました。

	特別地域 (県下の大半が該当)	特別地域以外の地域
見直し前	15ha 以上が対象	
見直し後	10ha 以上が対象	15ha 以上が対象 (これまでどおり)

最終処分場の見直し内容

V 『地域力』 ～あらゆる主体が地域の特性を生かして環境保全・創造に向けて協働する～

1 環境学習・教育の総合的推進

乳幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じて、自ら「体験」、「発見」し、自ら「学び」、「行動」する環境学習・教育を推進します。

(1) ふるさと兵庫こども環境体験

県内全ての乳幼児が一定の専門性を踏まえた環境体験を継続的に受けられる体制を構築するため、①人と自然の博物館の専門家、こども環境体験コーディネーター等による環境学習プログラム、②複数園が集まる研修に講師派遣するなど、環境体験のノウハウを伝える研修、③環境体験コンテンツの県内全園送付、④環境学習に取り組む園による発表会等を実施します。

環境学習プログラムの様子

(2) ひょうご高校生環境・未来リーダー育成プロジェクトの開催

環境問題を科学的・論理的に捉え、解決策を考え、実践できる資質を身に付けた「次代の兵庫の環境創造を担うリーダー」を育成するため、講義・ワークショップ等の研修や有識者等との意見交換、課題解決プランの作成・提案を支援するプロジェクトを実施します。

(3) ひょうごユース eco フォーラムの開催

企画段階からの高校生・大学生の参画のもと、環境活動団体や企業等との交流を強化することにより、若い世代の活動の広がりを支援し、環境保全・創造活動の活性化を推進します。令和４年度は、冬頃に口頭発表や企業等の取組紹介、グループディスカッション等を実施します(参加人数：約 400 名)。

グループディスカッションの様子

(4) 環境学習・教育に関する情報発信・活動支援

ア ひょうご環境体験館(はりまエコハウス)の環境学習拠点施設としての運営

体験活動等を通じて、県民の意識向上や環境保全・創造活動を促進しており、令和３年の展示リニューアルによるグラフィックや模型の刷新等により、地球の危機的な状況や本県の先導的な環境創造の取組を伝え、視覚的、体感的な学びを提供しています。

イ エコツーリズムバスの運行支援

県内の環境関連施設や自然公園等で環境学習・教育を実施する団体等に対し、借り上げたバスの経費の一部を補助する「エコツーリズムバス運行支援事業」を実施します。

2 様々な主体との協働による取組の推進

本県に立地しているアジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)センターや(公財)地球環境戦略研究機関(IGES)関西研究センター等の研究機関への活動支援やフォーラムの共催を通じて、地球環境保全に向けた国際的な取組を地域から推進します。

また、(公財)国際エメックスセンターと連携し、閉鎖性海域の環境保全に関する国際会議・セミナーの開催や、第14回世界閉鎖性海域環境保全会議(エメックス14)に向け支援を行います。

エメックス 13 青少年環境教育交流セッション
(R3.9、神戸市)